

「駿河台法学」投稿規程

1. 投稿資格

原則として駿河台大学法学会会員とする。

2. 刊行

「駿河台法学」は年2回（第1号9月末日，第2号2月末日）刊行する。

3. 執筆要領

- (1) 「駿河台法学」に掲載される原稿は，法学，政治学その他隣接分野のテーマのもので，未発表・未投稿のものに限る。
- (2) 「駿河台法学」に掲載する原稿の種類は，論説，研究ノート，翻訳，書評，資料等とする。
- (3) 執筆申込は，提出期限の2ヶ月前（第1号4月末日，第2号9月末日）までに，所定の執筆申込用紙に必要事項を記載し，駿河台法学編集委員会に提出する。
- (4) 投稿原稿は，提出期限（1号6月末日，2号11月末日）までに，手書きの清書済み原稿又は電子データの形で，駿河台法学編集委員会に提出する。その他子細については，原稿募集に際して配付される駿河台法学執筆要領に従う。
- (5) 投稿原稿の採否，掲載順，校正スケジュールその他編集業務に関わる内容に関しては，駿河台法学編集委員会に一任する。
- (6) 校正は原則として3校までとし，各執筆者の責任において行う。

4. その他

- (1) 抜刷りは，一篇につき50部とする。
- (2) 原稿料の支払及び掲載料の徴収は行わない。
- (3) 執筆者は，掲載された論説等が，駿河台大学のウェブサイトまたは機関リポジトリ等を通じ，ウェブ上において公開されることに同意するものとする。